

2次避難を検討されている 0～5歳の子どもをお持ちの皆様へ

2次避難先の市町村では、転園手続きをとることなく、保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして2次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2次避難先の市町村の保育関係の行政窓口にご相談ください。

- 2次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ2次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について

知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報をお住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>



令和6年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ

<https://www.cfa.go.jp/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/>

